

九の坂トンネル非常用設備更新工事に係る警報表示板設備等仕様書

本仕様書は、令和7年度に岡山県備中県民局新見地域事務所において実施する、公告番号備中局建新第10267号九の坂トンネル非常用設備更新工事に係る警報表示板設備等の売払いに適用する。

1 売却物件の保管場所

岡山県新見市唐松地内 備中県民局建設部新見地域維持補修課 唐松資材置き場

2 売却物件の内容及び数量

別添売却物件一覧表のとおり

※上記は、概算の数量である。

3 売却物件の確認について

売却物件の確認を希望する場合は下記へ連絡し、令和7年10月15日（水）15時までに確認すること。

〒718-8550

新見市高尾2400

岡山県備中県民局建設部新見地域維持補修課

電話番号 0867-72-9171

4 契約締結

入札により売却物件の買受人が決定したときは、落札決定日から14日以内に契約を締結するものとする。また、この契約締結にかかる費用は、買受人の負担とする。

上記2「売却物件の内容及び数量」の示す数量と現物が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできない。

5 売買代金等の支払い

岡山県財務規則に基づき、契約保証金を納入する必要がある場合は、落札決定日から起算して14日以内に、売払人が発行する納入通知書により、契約保証金を納めること。

売買代金については、売払人が発行する納入通知書により納めること。

6 売却物件の引渡し

(1) 日時

売払人が売買代金の入金を確認した後、令和８年２月２７日（金）までの日（閉庁日を除く）で当事者双方の協議により決定する日とする。

また、時間は９時から１６時の間とする。

（２） 場所

上記１「売却物件の保管場所」に同じ。

（３） 搬出

売払人の指示を受けて搬出すること。なお、必要に応じて、売払人の立ち会いを求めることができる。

（４） 受領書の提出

引渡しが完了したときには、遅滞なく受領書（様式任意）を売払人に提出するとともに、売払人の確認を受けるものとする。

７ その他条件等

- （１） 売払人は、必要があると認めるときは、買受人に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、買受人は、これに従わなければならない。
- （２） 売却物件の処理については、関係法規を遵守するとともに、問題が起こらないようにしなければならない。
- （３） 買受人は、売却物件の搬出に際して事故のないよう留意する。なお、事故、災害等が発生した場合に被る損失について、受払人はその責を負わない。